

第5回「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」検討懇話会 議事概要

＜日 時＞ 令和7年6月4日（水） 15：00～17：15

＜場 所＞ 三重県吉田山会館2階 206会議室

＜出席委員（50音順、敬称略）＞

- ・ 三重県小中学校長会／鈴鹿市立鼓ヶ浦小学校 校長 石井 孝史
- ・ 弁護士／三重弁護士会 犯罪被害者支援センター 委員長 伊藤 正朗【座長】
- ・ 声を聴きつなぐ会 代表 大原 康彦
- ・ お茶の水女子大学 名誉教授 戒能 民江（※）
- ・ 国立大学法人 千葉大学 理事・副学長 後藤 弘子（※）
- ・ 一般社団法人 三重県病院協会 理事／独立行政法人 国立病院機構 三重中央医療センター 病院長 下村 誠
- ・ 公益社団法人 ぎふ犯罪被害支援センター 事務局次長 塚本 真美子（※）
- ・ 三重県国公立幼稚園・こども園長会 会長／松阪市立花岡幼稚園 園長 辻木 慎吾
- ・ 一般社団法人 三重県公認心理師会 会長／公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター 副理事長 仲 律子
- ・ 弁護士／NPO法人 子ども支援センターつなぐ 代表理事 飛田 桂（※）
- ・ 声を聴きつなぐ会 副代表 平野 利枝
- ・ 茨城県立医療大学 助教／看護師・SANE-J（日本版性暴力対応看護師）・保健師・公認心理師 山本 潤（※）
- ・ 三重県立学校長会／三重県立久居農林高等学校 校長 萬井 洋

※WEB出席

＜議事概要＞

○事務局説明

以下の事項について、事項書及び資料1～3に基づいて説明。

- ・ 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」最終案について

○委員からの主な意見

【前文及び総則について】

（大原委員）

・ 前文に、三重県の性犯罪の実態について記載できないか。現状を取り上げることで、被害者やその家族を支えること、誹謗中傷を許さないという強いメッセージになると思う。

（戒能委員）

・ 前文第3条において、「その家族」と記載されているが、家族が必ずしも被害者に寄り添うわけではなく、加害者となる場合も多々ある。「それを支える家族」という文言

に変更してはどうか。

（後藤委員）

・「性暴力被害者等」の定義に「その家族」とするべきなのか。家族の支援は必要ではあるが、子どもの性暴力、虐待、DVのことを考えると家族の扱いは慎重にすべき。前文のみ「家族等」として、「性暴力被害者等」については、当事者のみを被害者とし、「それを支える人達」としてはどうか。

（事務局）

・被害者を支える家族にも寄り添うという意図で定義しているが、意見を踏まえ、「支える家族」としていきたいと考える。

（山本委員）

・家族については後藤委員と同じ考え。性暴力により害を被った県民及び支える人にしてしまうと、当事者と間接的な被害者である家族や身近な人とでは支援レベルが違う。区別をしたほうがよいのではないか。

（仲委員）

・家族については「それを支える家族」と明記した方が分かりやすい。犯罪被害者等基本法で犯罪被害者等の中に、家族も含まれるためこのような表現を用いていたのだと思う。懸念するのは「支える人々」と間口を広げた時に、よりこがそこまで支援の対象にできるか不安を感じる。現状は当事者とその家族が支援対象であり、「それを支える人」まで支援がかなうのか懸念される。条文は「支える家族」とし、逐条解説に「それを支える人々」については記載してほしい。

（山本委員）

・支援レベルの対応も大事だと思う、一方、「その家族」とするとパートナーや恋人など被害者と密接な関係を結んでいる人まで入るのか疑問がある。家族の中に親密な関係がある人も含まれるということの関係者たちが理解し、支援が提供される仕組みを条例のなかで作っていくのが大事。

【第2章及び第3章について】

（後藤委員）

・警察等がすべき証拠保全については20条に規定されていることを踏まえると、県がすべきは被害の早期発見・早期対応である。19条の2項で子どもに対して早期発見・早期対応があるが1項にはそれがなくアンバランス。例えば、「相談窓口を作るなど関係機関との連携を図る」といったような具体策を書く時に根拠となるような総則的な規定をしてはどうか。

（伊藤委員）

・早期の相談ができる窓口を設けるというイメージでよいか。

（後藤委員）

・早期発見する相談体制は18条に規定されているため、19条が何を言おうとしているのか分からない。予防教育は15条、啓発は16条にあることを考えると19条のポイントは連携だと思う。柱書も含め連携に特化した書き方にしてはどうか。

（事務局）

・被害軽減、早期回復のためには速やかな支援と、正しく適切な支援が重要であること

を踏まえ、早期発見・早期対応を実現するための具体的な施策まで規定したいという思いで 19 条を規定したというのが意図。意見を踏まえて早期支援に繋がるような発見に資する部分についても何らかの規定をすることを検討していきたい。

（飛田委員）

・子どもについては早期発見・早期対応が重要であり、県が条例に入れるのは大切なこと。大人についても迷っている内に証拠が散逸してしまい事実確認できない場合もある。早期発見・早期対応は子どもだけでなく大人も対応できるのが大事。

（戒能委員）

・大人も相談窓口が遠いとハードルが高く、その間に証拠等で不利益を被ることがあることから、タイトルに沿った事務局のというような文案にしてもらいたい。その時に、相談環境の整備、そして適切な連携ということで警察だけでなく医療を入れた方がいいと思う。

（山本委員）

・東京では子どもの性虐待で病院を受診しても、裁判所が証拠として認められないといったケースがある。法医学的収集や記録を行うのは病院や医療関係者であることを考えると関係機関の連携は大事だと思う。それを踏まえたうえでの文言にしてもらいたい。

（萬井委員）

・委員の方々が早期発見・早期対応が大切であること、安心安全で信頼される相談体制が大切であると発言している。教師と生徒は色々な関係性の中、相談がしにくいという場合もあるため、この観点が入っているのはありがたい。7 条で学校の役割についても「早期に」、「迅速かつ的確に対応するもの」といったことが明記されており、このような観点で学校は子ども達に対応していくことが必要であり大切であると感じている。

（仲委員）

・19 条については、よりこは中長期の支援には強いが急性期の医療は弱いところがある。逐条解説でもかまわないが、「警察と医療機関と関係機関」としてもらおうとありがたい。

（辻木委員）

・13 条 2 項の「教育に関する職務に従事する者」の教育の定義について、学校教育という意味だと文科省では 3 歳からしている。子どもの始まりが 0 歳からであることを考えると、現場としてはもう少し「教育」や「保育」という言葉をいれてもらいたい。県民も理解でき、現場の先生も発信できるのではと思う。

（伊藤委員）

・13 条については、学校に限らず、保育も含め、塾など広い意味で記載するためではないかと思う。

（事務局）

・その通り。教育だけでなく、保育に従事する方も含めるという考え方。言葉足らずな部分があるため修正を検討する。県としても未就学児からの性暴力の予防を重要視しているため、条例にもその考えを盛り込んで分かりやすいように修正をしていきたい。

（戒能委員）

・18 条について「総合的窓口」としてよりこがあることから、「よりこ」といれるか「総合的窓口（支援センター）」といれてはどうか。というのも、性暴力支援センターは法

的根拠がないのが現状であり、そこが壁になり予算などの確保が困難という声を聴く。三重県がその点を法的根拠として条例を整備するか注目を集めるのではないかと思う。県の条例が法的根拠となることを示していただきたい。

（塚本委員）

・条例のなかに括弧書きでもいいが「支援センター」と分かるほうが早く相談者が連絡できると思う。

（仲委員）

・よりこの名称をだしていただきたいという思いはあるが、県の条例ができた次は 29 市町に性暴力の根絶をめざす条例を制定していただきたい。29 市町、県、よりこが相談に対応できる体制を作っていくとうビジョンがあると思うので、そのあたりについては事務局にゆだねたい。

（事務局）

・県だけでなく市町との連携が欠かせない中、総合的な窓口を設置するのかワンストップ支援センターをいう言葉を出すのかといった点は検討したい。

（後藤委員）

・「特化した総合的な窓口を設置し」とすると戒能委員の趣旨も含められるかと思う。

（戒能委員）

・22 条について、加害者に対する条例の呼びかけが弱く感じる。責任の認識があって後に、医療の支援がある。人権侵害を行ったという認識がないと次のステップにはいけない。もう一度考え方を議論してほしい。

（後藤委員）

・加害者が責任を取るという文言がないにも関わらず 19 条で証拠保全だけするというのがアンバランス。例えば前文に「すべての責任は加害者にある」とあるので、「加害者の責任は適切に追及すべきである」と書くことで責任の追及はどこかでされるのだということが分かる。22 条については再発を防止する前に最初の行為についての責任の追及という文言がどこにもないのが問題であると思う。

（飛田委員）

・1 項に「加害者及びその家族」となっているが「または」ではないか。また、そのまま読むと加害者が要求をすれば県は応じなければいけないという風に読みとれる。

・2 項は「加害者と子ども」か「加害者である子ども」かどちらの意味か。

（事務局）

・加害者が子どもの場合という解釈。

（飛田委員）

・子どもが加害者の場合、加害者治療をしているのは多くは児童相談所。「関係機関」という記載で問題ない。逐条の話にはなるが、大人が子どもに加害した場合には医療機関における治療などの必要性について加害者本人に伝えたいうえで治療を受けることが必要だと思う。

（山本委員）

・13 条について、性暴力被害者支援従事者に対する心理的外傷防止のための必要な施策とあるが、心理的外傷はどういう定義なのか。トラウマの PTSD とセカンダリートラウマは発症経路が違うため定義が異なる。「二次的外傷性ストレス」と表現してはどう

か。

（事務局）

・個別具体的なものを想定したわけではなく、支援従事者が支援するにあたり代理受傷する恐れがあるため、それを防ぐために必要な支援を行うことを想定して規定している。

（仲委員）

・「二次的外傷性ストレス」は専門的な用語のため条例に適するの点かという点がある。広く定義したほうが守備範囲も広がるので、「心理的外傷」とするのでもいいのではないか。どこまでの範囲をカバーするのが問題かと思う。

（山本委員）

・聞くことで被害を受けるということはあまり認識されていないため、二次的や代理といった点を強調してもらい、聞くことだけでもリスクがありそのケアが必要であることが伝わればと思う。

（大原委員）

・自分が7年前からここまで行ってきたことが、この条例のなかでどう守られていくのかという点を考えていた。事実を伝えた時に事実として聞いてもらえるかという安心感が必要。この条例でそれができるのか聞きたい。

（後藤委員）

・19条を性暴力被害者に対する支援の総則的な規定として、「早期発見・早期対応の原則」というような書きぶりにしてはどうか。1項に、声なき声に耳を傾け、連携をしていくこと、2項に子どものこと、そして3項に声を上げた人を守る。被害者だけでなく被害者の声を聴いて声をあげた人も守れるような仕組みのなかで、安心して早期発見・早期対応が行われる条文にしてはどうか。

（伊藤委員）

・19条を総則的な規定とするならば18条と入れ替えた方がいいのではないか。

（後藤委員）

・そのようにしたほうがいいと思う。

（山本委員）

・被害者を守る、保護するとばかりいうと、今度は加害者を捕まえるために被害者に訴えてほしい等、被害者に圧力が加かってしまうことがある。逐条の話になるかもしれないが、被害者意思を尊重した手続きをしていくというのも大事。

（飛田委員）

・相談の窓口を作っても、そのあとの支援先がないことがよく起きている。支援や手続きの流れができるのは大切だと思うので、18、19条のところに対応してくれる窓口、その後の手続きもきちんとされるというのが実態としてあるといいと思う、条例制定だけでなくその後の施行までその意見が反映されることを願っている。

（仲委員）

・支援にはサポートとアシスタンスの2種類がある。もう一つ被害者支援では擁護（アドボカシー）が必要になる。この文言を総則的なところに入れるのが必要。

（飛田委員）

・対応がされるのを追っていく部分と、被害者等に寄り添いサポートする支援の部分と2つあるような気がする。

【推進計画について】

（平野委員）

・特に 18 条の総合的な相談体制の整備をお願いしたい。人を育てる仕組みを作り、負担が多い仕事のため十分な待遇保障も必要。予算が必要になる。

（戒能委員）

・これまでの話を聞くと推進計画に多くがゆだねられ非常に重要。基本計画や推進計画を策定するだけでなく、当事者や支援者を含めた推進会議を作って検討してほしい。

（事務局）

・推進会議を設置し、県民等の意見を広く集めて計画を定めていくことを考えている。

（伊藤委員）

・委員会を設置し、当事者団体や専門家を入れて協議していくということによいか。

（事務局）

・その通り。

（飛田委員）

・子どもについては特殊性があることを前提とした配慮された方向性を明確にしてほしい。また、被害者の声が上がったら最後まで調査して事実を確認していくことができる仕組みづくりを意識してもらいたい。

（塚本委員）

・19 条の証拠保全の話があったが、これは警察に被害を届けるための証拠保全なのか、被害は届けられないが証拠だけはとっておきたいという意味なのか。

（事務局）

・現在もよりこで証拠保全を行っているが、実施主体は医療機関。相談員が付き添い受診して証拠保全となった際は、県が購入し配備している警察にも対応できるキットを使い、証拠に採用できるよう適切な方法で対処してもらう支援を行っている。条例についても、支援の中に証拠保全が入っているのはそういった趣旨。

（塚田委員）

・証拠保全を警察が保管するのかよりこが保管するのか。

（飛田委員）

・証拠保全という言葉は刑事事件や裁判の証拠保全のイメージを持たれる可能性があり、情報や証拠の収集と保管や記録という話をされていると思う。そうすると証拠保全という言葉を使うのがいいか、違う言葉がいいかということがある。話を聞いて情報の収集をすることも保全であり、記録化して保管しているということだと思う。条例上、証拠保全という言葉を使うのか検討してもらいたい。

（山本委員）

・広報啓発をしっかりして伝えることが二次加害をなくすこと、被害者が被害を訴えやすくなり、周囲がどのように対応したらいいのかわかると思う。三重県全体で性暴力を根絶するという取組につながると思うので、予防教育と広報啓発に力をいれるような予算をとっていただくようお願いします。

（後藤委員）

・性暴力のイメージがまだまだ多くの人にわかっていない。何が犯罪なのか同意がないのがいけないということも広報啓発する必要があるため、そのプログラムを作ってもらいたい。同意がどういうものなのか、計画や逐条解説に最初の2, 3ページでしっかり書いてもらい、条例を運用してもらいたい。

(辻木委員)

・子ども達の声拾えるのも傷つける可能性があるのも現場にいる私達だと思う。人材育成、情報教育は大事だと思うので、自分も横に広げていきたいと思う。

(石井委員)

・条例ができた後が大事。自分達は現場の人間なので、10年後20年後に大人になって保護者になったときに「三重県にはこんな条例がある」「勉強した」といえるような子ども達が増えていくのが大事かと思う。微力ながら協力していきたい。

(萬井委員)

・条例のなかでも色々な話がでたが、教員が対応した時に、信頼して相談できる場所があること、教員が自分だけで解決することにこだわらなくても大丈夫だということを共有しながら連携して子ども達の幸せを祈って今後取り組んでいきたい。

(下村委員)

・専門的な領域でありどのように医療の人材を育てていくか問題だと思う。推進委員会では県がどのように人材を確保して育てていくのが大事だと思う。持ち帰ってどのように貢献できるのか議論していきたいと思う。

(戒能委員)

・生きた条例にしてもらいたい。県内はもちろん周辺地域にも発信してもらいたい。条例ができてどんな試みをしているのか発信していくのも県の役割だと思う。

(仲委員)

・条例は基本的には文書でしかない。政策を立て予算をつけ実行していくのが大事でありこれからが本番だと思う。

・予防モデルについては福岡県のモデルを参考にしてもらいたい。県教委でスクールカウンセラーが各学校に行っているの、担当地域の小中学校に命の安全教育や性教育をするシステムをぜひ作ってもらいたい。

・PTSDの治療をしたいという精神科医は三重県内にも多くいる。三重県性暴力の支援ネットワークを作っているが個人的なものだとなかなか機能しないことがあるため、県や病院協会、医師会などがバックアップしながらPTSD治療ができる精神科医、心理職を育て機能してもらいたい。また、病院協会泌尿器科や産婦人科に連携病院となってもらっているが、精神科は働き掛けをしているところ。被害があればすぐに診察が必要になるといった点があるので、ぜひ連携病院になっていただきたい。それに対して県で助成金や予算を必ずつけてもらいたいと思う。

(大原委員)

・性暴力が人権の問題と胸をはっていえる条例が三重県でできたことを誇らしく思う。自分が教師であったからというのもあるが学校に期待をしている。ぜひ予防教育を始め大人の世界でも性暴力を根絶してほしい。ぜひ皆さんと一緒に何かできたらいいなと思い頑張っていく。